

事務連絡
平成23年6月17日

地方厚生(支)局保険主管課 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の
免除措置の申請に関する取扱いについて(その2)

標記については、本日付で、健康保険組合に対し、別紙の内容を通知しましたので、保険者の指導に当たり、よろしくお取り計らい下さい。



事務連絡
平成23年6月17日

全国健康保険協会 }
健康保険組合 } 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の
免除措置の申請に関する取扱いについて（その2）

東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除措置の申請に当たり、主たる生計維持者の行方が不明である場合の添付書類については、「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除措置の申請に関する取扱いについて」（平成23年5月23日付厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡。以下「5月23日事務連絡」という。）において、警察当局と協議中である旨をお伝えしていたところであるが、今般、健康保険及び船員保険に関する確認書類について以下のとおり整理したので、貴管下の保険者及び被保険者等に対する周知等について、対応に遺漏なきようお願いする。

記

1 主たる生計維持者の行方が不明である場合の添付書類について

(1) 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、一部負担金等免除証明書の交付申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）に対しては、保険者において、免除対象となる被保険者等である事実を確認するため、以下のような書類の提出を求めること。

① 東日本大震災により、主たる生計維持者が行方不明となったことについての申請者の申立書

及び

② 次のアからエのいずれかの書類

ア 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「特例法」という。）の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し

イ 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支

- 給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
ウ 第三者（事業主、行方不明者の同僚等）の証明書
エ その他これらに準じる書類

(2) (1)②エの「その他これらに準じる書類」には、行方不明者の状況を警察から確認できた場合を含むこととし、具体的には以下のような方法により確認を行うこと。

- ① 申請を受付けた各保険者（全国健康保険協会においては、健康保険の被保険者に関する申請については各都道府県支部、船員保険の被保険者に関する申請については全国健康保険協会船員保険部を指すものとする。以下 1 (2)において同じ。）において、一部負担金等免除請求者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙 1）及び送付書（別紙 2）を作成し、行方不明者の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること。

（別紙 3 参照）

なお、各保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時、行うものとする。

- ② 各保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の各保険者へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された各保険者においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

※ この確認に関する件について不明な点がある場合には、各保険者及び警察の担当者において連絡を行い確認すること。

(3) (1)②の書類がいずれも確認できなかった場合には、例えば行方不明となった者が所在していた地域が津波により流失したこと等が確認できる航空写真等により免除の認定を行うなど、被災地の実情に応じ、各保険者において柔軟に対応されたいこと。

（参考）航空写真が掲載されているホームページ

国土地理院（防災関連）

http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html

2 その他留意事項

- (1) 行方不明者が発見された場合には、保険者は、申請者に対して、速やかにその旨を保険者に申し出る必要があることを、遺漏無く周知徹底すること。
(2) 5月23日事務連絡に基づき、既に申立てにより一部負担金等の免除を認定した者については、改めて1による確認を行う必要はないこと。